

【家計急変者】

○「調布市 エネルギー・食料」

【1】予期せず令和5年1月から12月までに家計が急変し、収入の減少があった場合✓を記入して下さい。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

「申請書」と一緒にご提出ください。

① 下にチェック(☑)してください
☑ 私生活世帯は、予期せず

準相当に収入が減少しました

(記入上の注意)
「予期せず家計が急変」した収入等、当

業活動に季節性

【2】申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載してください。

② 申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

Main table with columns for name, number of dependents, tax status, income reduction, and monthly/annual income. Includes handwritten annotations like [3], [5], [6], [7] and examples like '記載例①(収入で申請)' and '記載例②(所得で申請)'.

(記入上の注意)

- ①「左欄の者かいる人数」
②「令和5年度」
③「障害者控除」
④「収入の減少」
⑤「任意の1か月」
※別紙1

【令和5年1月から12月までの任意の1か月の収入により申請する場合】
【3】④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載して下さい。
【4】下表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記入して下さい。
【6】非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(収入で申請する場合、2枚目は記載不要)

【7】記載例②の場合、非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(裏面を記入)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
⑦「住民税所得割非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する住民税所得割非課税相当収入限度額を記入してください。

〈早見表〉

Table showing tax-exempt income limits for different family situations: single, spouse + 1 dependent, spouse + 2 dependents, spouse + 3 dependents, spouse + 4 dependents, and disabled/elderly/sole parent.

【4】

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

~所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください~

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

氏名	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額 ⑪	【住民税所得割 非課税相当限度額】 非課税所得 限度額 ⑫
		給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1	円	円	円	円	円	円
2	円	円	円	円	円	円
3	記載例① (収入で申請する場合、本欄の記入は不要)					
4	1,800,000 円	円	700,000 円	円	1,100,000 円	1,120,000 円
5	記載例② (所得で申請)					

【一】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

【9】各欄に該当する控除額を記入してください。

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください
 年間所得見込額 = 収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金控除)
 ⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

(記入上の注意)

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。
- ⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%-10万円
- ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+8万円
- ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+44万円

⑨ 「事業収入等の経費」欄

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費が分かる書類をご提出ください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫ 「非課税所得限度額」の欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する住民税所得割非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	住民税所得割非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	112.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	147.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	182.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	217.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用